

令和 5 年 4 月 18 日

各 位

紀の川市福祉部高齢介護課長
(公 印 省 略)

紀の川市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定更新及び
申請書類の提出期限について

平素は、本市介護保険事業、高齢者福祉事業にご理解、ご協力を賜りありがとうございます。

さて、紀の川市介護予防・日常生活支援総合事業の指定の有効期間は、指定を受けた日から 6 年間です。(現在指定を受けている事業所は、順次有効期間満了日を迎えることとなります。) 事業者が指定の更新手続きを行わなかった場合は、事業所の指定効力を失うこととなりますのでご注意ください。

なお、更新手続きをしない場合は、必ず廃止届を提出していただきますようお願いいたします。

記

1. 新規指定及び指定更新に係る申請書類の提出期限

原則、新規指定・指定更新を希望する月の前々月 5 日まで (約 2 か月前) とします。ただし約 2 か月前の段階で提出できない書類がある場合はご相談ください。(※更新申請が集中し、事務処理に時間を要することも想定されますので、なるべく事前の提出にご協力くださいますようお願いいたします。)

2. 適用時期

令和 5 年 7 月 1 日から新規指定・指定更新を受ける事業所から適用とします。
令和 5 年 7 月 1 日から指定を受ける事業所は原則令和 5 年 5 月 5 日までに申請する必要があります。

※上記対応は指定の有効期間が 2024 年 4 月 30 日までの事業所を対象とします。

【参考】

◆介護保険法による指定の更新の有効期間の定めに関する弾力的な運用について（和歌山県長寿社会課通知平成31年2月19日付長第02190001号）

※和歌山県長寿社会課通知 平成31年2月19日付長第02190001号により、和歌山県が指定する指定居宅（介護予防）サービスと同一事業所で本市指定サービスを一体的に行っている場合、指定居宅（介護予防）サービスの更新時にあわせて更新申請することで、更新後の指定有効期限をあわせることができます。

※本市指定の介護予防訪問（通所）介護相当サービスと、訪問（通所）型サービスAを一体的に行っている場合、上記と同様の取扱いとし、更新申請をすることで更新後の指定有効期限をあわせることができます。

紀の川市福祉部高齢介護課総合事業班
電話 0736（77）0980